

平成17年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成17年6月1日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第9号及び議案第36号の撤回の件
- 日程第5 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第6 議案第39号 瑞穂市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第8 議案第41号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第42号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第44号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第45号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第46号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第47号 負担付き寄附の受納について
- 日程第15 議案第48号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 追加日程第1 議案第9号及び議案第36号についての委員長報告
- 追加日程第2 常任委員の選任及び議会運営委員の選任
- 追加日程第3 議長不信任の動議
- 追加日程第4 副議長不信任の動議
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第9号及び議案第36号の撤回の件
- 日程第5 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第6 議案第39号 瑞穂市教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第40号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減について
- 日程第8 議案第41号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 日程第9 議案第42号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第10 議案第43号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
 日程第11 議案第44号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
 日程第12 議案第45号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
 日程第13 議案第46号 瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
 改正する条例について
 日程第14 議案第47号 負担付き寄附の受納について
 日程第15 議案第48号 市道路線の認定について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	広瀬時男
5番	熊谷祐子	6番	松野藤四郎
7番	浅野楔雄	8番	堀孝正
9番	桜木ゆう子	10番	小川勝範
11番	小寺徹	12番	藤橋礼治
13番	山本訓男	14番	広瀬捨男
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	山田隆義

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松野光彦
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
--------	------	----	------

書 記 古 田 啓 之

開会及び開議の宣告

議長（土屋勝義君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20人であり、定足数に達しております。

これより、平成17年第2回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（土屋勝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号16番 棚瀬悦宏君と18番 澤井幸一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（土屋勝義君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの9日間にしたいと思いません。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月9日までの9日間に決定いたしました。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 緊急動議を提出します。

諸般の報告の前に、一つは、3月議会以降、継続審議となっております総務常任委員会の報告について本会議でやっていただきたい。それは、本会議で議決をされて継続審議となっておりますので、つまりは市民にきちっと報告をする義務があると思います。全協の中での報告については議員に対する報告であり、本会議は公開の場であり、その場で市民に報告をしていくことが必要であろうかと思っておりますので、総務常任委員会の中間報告。

そして、その次に常任委員の選任の日程を追加していただきたいと思っております。といたしますのは、常任委員は5月11日の段階で任期満了となっております。常任委員会条例の第3条第1項によりますと、常任委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまでは在任するというので、原則は1年、これは明記されております。そして、第2項では、任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前15日以内に行うことができる。つまり、どういうことかと

いいますと、この第3条の第1項、第2項を勘案いたしますと、新しい議会には新しい役員で臨んでいくという大前提があると思います。正・副議長については、議員の任期によるという規定がありますから、続投する場合はこの限りではございません。ですから、大前提はこの諸般の報告の前に古い報告があるものについてはしていただく、そして常任委員の改選をやっていただく、しかる後に、新たに諸般の報告を行っていただきたいということでもあります。以上であります。

議長（土屋勝義君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前11時01分

議長（土屋勝義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は20人であり、ただいまより再開をいたします。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 先ほどの日程追加の緊急動議についての補足発言をしたいと思います。

先ほどは総務常任委員会の報告、そして常任委員の選出ということを申し上げましたけれども、常任委員の選出の中には議会運営委員の選任も頭の中には入っておりましたが、言葉として議会運営委員の選任が漏れておりましたので、追加をしておきたいと思います。以上であります。

議長（土屋勝義君） ただいま西岡一成君から、総務常任委員会に付託中の議案第9号及び議案第36号について委員会の中間報告を求めることの動議と、常任委員の選任と議会運営委員の選任を日程に追加する動議の3件の提出がありました。

まず、総務常任委員会に付託中の議案第9号及び議案第36号について、委員会の中間報告を求めることの動議についてお諮りをいたします。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成者はありませんか。

〔「賛成」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

総務常任委員会に付託中の議案第9号及び議案第36号について委員会の中間報告を求めることの動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

それでは、追加日程第1、総務常任委員会に付託中の議案第9号及び議案第36号について委員会の中間報告を求めることの動議を議題として採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、総務常任委員会に付託中の議案第9号及び議案第36号について委員会の中間報告を求めることの動議は可決されました。

追加日程第1 議案第9号及び議案第36号についての委員長報告

議長（土屋勝義君） 総務常任委員会に付託中の議案第9号及び議案第36号について、総務常任委員会の中間報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、ただいまから平成17年第1回瑞穂市議会に提案されました議案第9号並びに議案第36号の継続審議の中間報告をさせていただきます。

今回の土地取得特別会計は、目的がはっきりしない先行取得である。このような土地取得は、総務委員会では認められない。

二つ目といたしまして、今回の土地の面積についてはずさんな提案内容であり、審査に値しない。

3番目といたしまして、執行部が説明をしている給食センターの建設、ハリヨ公園については必要と認められるので、そのことを実現させるためには予算の撤回を求めます。

以上のような意見が出ております。これをもって、中間報告とさせていただきます。総務常任委員会委員長 藤橋礼治。どうもありがとうございました。

議長（土屋勝義君） 続いて、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を日程に追加する動議についてお諮りをいたします。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成者はありますか。

〔「賛成」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任を日程に追加する動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることは可決されました。

それでは、追加日程第2、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を日程に追加し、これを動議として採決をいたします。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を日程に追加する動議は可決されました。

追加日程第2 常任委員の選任及び議会運営委員の選任

議長（土屋勝義君） 追加日程第2、常任委員の選任及び議会運営委員の選任を議題といたします。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午後2時15分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、総務委員会に西岡一成君、棚瀬悦宏君、星川睦枝君、広瀬捨男君、浅野楔雄君の以上5人を、産業建設委員会に山本訓男君、藤橋礼治君、松野藤四郎君、広瀬時男君、若園五朗君の以上5人を、厚生委員会に私、土屋勝義、小寺 徹君、桜木ゆう子君、堀 孝正君、安藤由庸君の以上5人を、文教委員会に山田隆義君、澤井幸一君、小川勝範君、熊谷祐子君、篠田徹君の以上5人を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。総務委員会は議員会議室、産業建設委員会は正副議長室、厚生委員会は議員控室、文教委員会は第1会議室をお使いください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時18分

再開 午後 2 時35分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

総務委員会委員長 広瀬捨男君、副委員長 浅野楔雄君、産業建設委員会委員長 広瀬時男君、副委員長 松野藤四郎君、厚生委員会委員長 小寺 徹君、副委員長 安藤由庸君、文教委員会委員長 篠田 徹君、副委員長 熊谷祐子君、以上のとおりです。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時36分

再開 午後 2 時57分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の選任についてお諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定によって、山田隆義君、西岡一成君、棚瀬悦宏君、小川勝範君、浅野楔雄君の以上 5 人を指名いたしたいと思いを。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を正副議長室で行っていただきたいと思いを。

なお、委員会条例第10条第 2 項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時58分

再開 午後 3 時02分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に西岡一成君、副委員長に棚瀬悦宏君が決定しました。

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 堀 孝正君。

8 番（堀 孝正君） 緊急動議を申し上げたいと思いを。ひとつお諮りをいただきますようにお願いをしたいと思いを。

議長（土屋勝義君） ただいま堀 孝正君から緊急動議が出ましたので、発言を許します。

8番（堀 孝正君） 堀でございます。

議長に対します議長不信任案を提案いたしたいと思います。よろしくお諮りをいただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（土屋勝義君） ただいま堀 孝正君から議長不信任の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成者はありますか。

〔「賛成」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 賛成者がいますので、この動議は成立しました。

議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることは可決されました。

私に対する不信任動議でございますので、地方自治法第117条の規定によって私は退場します。星川副議長、議長席にお着き願います。

〔議長 土屋勝義君退場〕

〔副議長 星川睦枝君議長席に着席〕

副議長（星川睦枝君） 議長が不在の間、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力いただきたいと思います。

追加日程第3 議長不信任の動議

副議長（星川睦枝君） それでは、追加日程第3、議長不信任の動議を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

ただいま議題になりました議長不信任の提案の理由を申し上げたいと思います。

本来、議長は、議会のリーダーといたしまして円滑な議会運営をしなければならないわけですが、公正・中立の立場が欠けておると思います。きょうもこういった形で、本来でありましたら役員改選も、県議会を初めといたしまして、どの議会におきましても主役交代と

ということで、1年間のあれが終わりますと5月にすべてが終わっております。そういった主役交代という約束がありながら、そのことを断りながら本定例会まで、いまだそういった約束ごとを果たされておられません。ですから、本当に公正・中立の立場、またリーダーとしてのあれが欠けております。そんなところから、今回、議長不信任の提案をさせていただきました。

どうか皆さんの格別の御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、提案説明にかえさせていただきます。以上であります。

副議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。この動議は、議会規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、この動議は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

副議長（星川睦枝君） 16番 棚瀬議員。

16番（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏です。

今、堀議員より議長不信任案が出ましたが、議長の任期の間はやれるということであると思います。最近、議会改革の中におきましても、特に改革の中で二元代表制なんていって、よそでもないような、大変地方分権の中で問われている時代に、議員同士が確執を持ってやるような状態ではもう初めから議員同士の対立であろうかと思えます。対立になる以上は、議員の議会との関係で二元代表制についてどう思っておられるのか、堀議員に尋ねてみたいと思います。よろしくをお願いします。

副議長（星川睦枝君） 8番 堀議員。

8番（堀 孝正君） ただいまの御質問にお答えをしてみたいと思います。

まさに、今、地方の議会に求められておりますのは二元代表、要するに議会がチェック機関だけではなく、政策立案のできるような議会にならなくてはいけない、そんなことが地方自治に求められておるところでございます。

そんな中におきまして、本市におきましては15年5月1日から新しい瑞穂市になりました。そんな中で課題も多いわけでございます。やはりそれぞれが立場を変えて、そしていろいろ経験をして、そしていろんな調査・研究をする。そういうためにも主役交代といいますが、委員会も変わっていろいろ経験をして、そして市民の負託にこたえていくという意味では、まさに岐阜県議会を初め、先ほども申し上げました各市議会、そういう形で議会の円満を持ちながら

お互いが調査・研究にいろんな経験を生かす。そして、先ほど申し上げましたチェック機関だけでなく、政策立案もできるようないろんな分野を勉強する。そういう意味におきまして、まとめ役の議長・副議長もそういう形でやるのが妥当ではないかと言ってもいいんじゃないか。法的にはということは私もよく存じておりますが、そういう意味合いで主役交代で1年ということになっておったのがなぜこういうことかということでもあります。その点を御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

〔挙手する者あり〕

副議長（星川睦枝君） 16番 棚瀬議員。

16番（棚瀬悦宏君） 円満にという御返答であるんですが、議会人として意見の闘いはしているはずなんです。それから、政策に対しても考え方はそれぞれ違ってあって当たり前なんですが、堀議員のような見識のある方が不信任案を出すような、議会の中に対立構造をつくるような姿にしていくということ、あなた、本当に見識があるのかなと思う。本当に不本意な不信任案だと思っておりますので、御返答はなくてもいいんですけども、よく自治法がわかっていらっしゃるのにそういう姿でされることに対して残念だと思っておりますので、よろしくお願いします。

副議長（星川睦枝君） 8番 堀 孝正君。

8番（堀 孝正君） 先ほどの提案理由の中におきまして、リーダーとして、まさに議長はリーダーシップを発揮しなくてはいけないわけでありまして。昨年、新しく選挙が終わりまして、本当の意味での市議会が始まりました。その中におきまして、この市のこれからの将来のことにつきましていろいろな課題がございます。それに基づいての特別委員会も設置して、調査・研究しようと議会で決定をしました。そんな中におきまして、やはり議長でありましたら議会の場で決定したことでありますから、皆さんを説得して入って、まさに調査・研究をして、本当の意味で政策提言ができるような議会にしなくてはいけない、そういうことも怠っておったのは事実でございます。指導者として欠けておる。そういうことをやりながら執行部としっかり話し合ってやる、それを執行部とじっくり話し合うということがあるんじゃないかと。ところが、議会で決定した特別委員会に入らないというのは、それは議長がうまくリーダーとして、そういうこともまさに欠けておるところでございます。そんなところから、本当にリーダーとして不適合だと。今回のあれもこうして混乱して、委員会の役員構成も、きょうの議会運営についてもまさに地方自治法にのっとってやっておみえになりません。だから、私はあえて議長不信任を出させていただいたわけでございます。どうかその点を御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

〔挙手する者あり〕

副議長（星川睦枝君） 16番 棚瀬議員。

16番(棚瀬悦宏君) 本当に意味不明な、答えがちょっとわかりにくいので、本当に何を言っているのか。特別委員会と議長との関係は何だろうかと、何を言っているんだという話になってくるので、やっぱり論議をしっかりとしてください。自治法に違反するかどうか、本当に4年任期があるのかないのか、これは私どもは前にもいろんな議論をしてすぐ終わってしまった経歴があるので、私も前にいろんな経験をしておりますので、特に自治法に違反するか、これは議会ですから自治法に違反するような不信任案の問題であるかどうか、よくよく検討してください。本当に残念です。以上です。

副議長(星川睦枝君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

副議長(星川睦枝君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の意見を許します。

〔挙手する者あり〕

副議長(星川睦枝君) 16番 棚瀬議員。

16番(棚瀬悦宏君) この不信任案に対しましては意味不明で、はっきり賛成とか反対とかできるような問題ではない。不本意であるという意見しか言えない。残念です。反対です。以上です。

副議長(星川睦枝君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

副議長(星川睦枝君) 20番 山田議員。

20番(山田隆義君) 私は、不信任案に賛成の立場で、過去の経緯を踏まえて、皆さん方に納得していただけるような意見を言わせていただきます。

確かに、地方自治法には議長は議員の任期によると、4年間やろうと思えばやれるわけです。棚瀬悦宏議員が言われることはごもっともです。しかし、私が過去の経緯を踏まえて申し上げたいことがあるというのは、そこなんです。

旧穂積町時代に、私は皆様方の多くの御信任を得て議長に就任いたしました。就任した以上は、その職責を汚さないように、過去の議長にまさるとも劣らない責任を痛感して私はその職務を全うしたつもりです。そのとき1年の間は、君は非常に過去にない名議長であったとお褒めをいただきました。お褒めをいただいたけれども、地方自治法の法律を守り、かつまた議会の権能を高めるためにしっかり議会を積み上げていこうと、今こそ積み上げていかなきゃならない。全国自治の慣例も、半数以上の市町村が4年でやっておられる。それを篤と皆さん方に力説したつもりであります。その上で今議長をやっておられる方、かつまた議長の続投に賛成の意見を言っておられる棚瀬悦宏議員、確かにお2人は議員としてすばらしいと思いま

すが、その経緯がある人であるならばそういう論評は成り立たないわけでありませぬ。

なぜかといいますと、私が見識を踏まえて皆さん方に篤と説得をいたしましても、君は人間かと。君は人の信義を破って議長をいつまでやりたいんやと、おまえはペテン師かと。よくもずうずうしく議長を、不信任案を可決しておいてもようやるなど。おれんたは1年でおいてくれということで投票したんだから、何をずうずうしく2年も3年もやりたがるんやと物すごく言われました。同志の仲間から、地方自治法に沿って、本人がやめない以上何ともなりませんよと。賛成多数で可決してどうにもならんよと。10時まで、11時までやったって、本人が辞職すると言わん限りは何ともならんよと言われても、何をしゃべっておるんやと。おれんたはそんなつもりで議長に選んだんじゃないんだと。こんな裏切り者は人間じゃない。何を議長、さまよってやっておるんだと。議会を混乱させておるのはおまえだ、混乱させる責任を今とれと、どえらい責められました。市民からも、流言飛語でどえらい宣伝されておりますから物すごく言われました。夜も怪電話がかかれます。穂積町議会をどうするつもりやと市民からも罵声が飛びました。しかし、私は整然とその一人ひとりに、議会は今、行政追従型の議会だと判断して、議会権能を高めるためにはどうしても二元代表制の長が少なくとも4年執行していくんだと、そのことが市民の負託にこたえることなんだということであらゆる人を説得し、ああ、そうかと。それなら、わかったと、しかし、議会が混乱せんようにやってくれよと言われました。物すごく苦労しました。

苦労を乗り越えてしっかりやらねばならんと思って、毎日私は行政へ出向きました。どんな仕事があるやらわからん、何のことがあるやらわからんと思って事務局にも来ましたし、行政側諸君もしっかりやっておられると思うけれども、市民サービスはきちとやっておるか、やっておらんかということも検閲する義務があるんですよ、議会というものは。だから、その代表ですから、私はきちと来ました。そうしたら、ある議員から、おまえ、そんなもの毎日ぶらぶら回っておったら行政は仕事できへんがやと、おまえはどういうやつだと、おまえは恐ろしい議長やなあと言われるやら、市民からと言われるやら、それでも議員の使命を果たさなきゃならんということで、断じて、私はその職責に見合う行動をとれば必ず市民にわかってもらえるということでやってきましたら、3年目からは市民からは罵声とかそういうことは言われんようになりました。

しかし、議員の中からは必ず不信任案が出ました。そして、議会あるごとに心からの協力はしてもらえない、そういう責任は議長にあるんだと、議長がすぐやめることが議会ルールがスムーズに行くことなんだと。全くそのとおりかもわかりませんが、その当事者でない議長であるならば、4年間続投されても私はあえて申し上げません。しかし、その当事者、私を責めて責めて責めまくる当事者の議長、かつまたそれに対する賛成討論をなさる棚瀬悦宏議員、この人こそどういう見識で意見を言っておられるのか、皆さんよくわかってほしい。

そういう意味で、地方自治法では決して4年やっても違反じゃございませんけれども、少なくともそういうことに関係のない議長、そういうことに関係のない賛成討論をされた方であるならば、私はあえて壇上へ出てきて篤と声高々に申し上げることはいたしません。よく頑張るなど、しっかりやれよと言って称賛をするつもりでありますけれども、この場合は称賛は一切できません。なぜならば、私はその間、物すごく市民からの信用が落ちました。あえて続投をされるならば、地方自治法に沿って粛々とやられるならば、僕に与えられた不名誉をしっかりと回復していただけるような行動をとった後に続投をやられれば私は賛成します。名誉を傷つけた人が続投され、かつまたそれに対する賛成をされる。不信任案に対する反対討論をされる。これはどういう見識で言うておられるのか、その人に私は問いただきたいと思います。しっかり市民に向けて自分の行動に責任を持って、見詰めていただきたいと思います。その意味におきまして、不信任案は妥当と判断し、不信任案に対する賛成討論をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」の声あり〕

副議長（星川睦枝君） 10番 小川議員。

10番（小川勝範君） 議席番号10番 小川でございます。

反対の立場でお話をさせていただきます。

私はやらんつもりでございましたが、山田先生の激励の賛成討論を聞いておると、議長も自信を持って、今後、議長職を務めていただきたいというふうで反対をいたします。

副議長（星川睦枝君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

副議長（星川睦枝君） これで討論を終わります。

これから議長不信任の動議について採決します。

この動議を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

副議長（星川睦枝君） 起立多数です。したがって、議長不信任の動議は可決されました。

追加日程第3、議長不信任の動議の議題が終了しましたので、議長 土屋勝義君の入場を許可します。

〔議長 土屋勝義君入場〕

副議長（星川睦枝君） 土屋勝義君に申し上げます。

追加日程第3、議長不信任の動議は可決されました。

以上で私の職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

土屋議長、議長席へお着き願います。

〔議長 土屋勝義君議長席に着席〕

〔「議長」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 3番 若園ですが、緊急動議を議長に提案します。

内容は、副議長に対する副議長不信任について緊急動議をかけます。

議長（土屋勝義君） ただいま若園五郎君から副議長不信任の動議が提出されました。

この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者のほか1人以上の賛成者が必要です。賛成者はございませんか。

〔「賛成」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 賛成者がありますので、この動議は成立しました。

副議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに可決されました。

副議長に対する不信任動議でございますので、地方自治法第117条の規定によって副議長 星川睦枝君の退場を求めます。

〔副議長 星川睦枝君退場〕

追加日程第4 副議長不信任の動議

議長（土屋勝義君） 追加日程第4、副議長不信任の動議を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

3番 若園五郎君。

3番（若園五郎君） 3番 若園五郎です。

不信任に対する説明でございますが、副議長は議長の補佐役でございます。特定の議員のみと相互調整し、副議長としての役割が見受けられないと。

さきの岐阜新聞、17年5月25日水曜日の会派の新聞報道がございました。その中に棚瀬悦宏さん、澤井幸一さん、星川睦枝さん、藤橋礼治さん、小川勝範さんということで、5名の方が新聞報道されました。私は、地方自治法を見ましたら、その内容について非常に疑問に思いましたので、その日すぐ県庁の市町村課の工藤さんに電話をしました。今現在、副議長である方が特定の会派に入ることについて問題はないか問い合わせたところ、私と考えは一緒に、全国

的に例がないと、法的に問題がありますと。最後に、議会の中立を図らなければならない副議長でありながら特定の会派に入ることについては問題がありますという回答をいただきました。

また、本日の常任委員及び議会運営委員の選任につきましても、議会運営委員長等の委員の議事日程等の内容がございましたが、非常に議会が大混乱しました。議員間で不満の声が多く、本来の副議長の責務を遂行していないと私は思いましたので、副議長に対する副議長不信任についての理由を述べさせていただきました。ありがとうございました。

議長（土屋勝義君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。この動議は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、この動議は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（土屋勝義君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 若園五朗議員の副議長の不信任案に対しまして、議長・副議長はセットでやっているんですが、皆さんとお話し合いをずっとやって、最終的に議長・副議長とか委員会構成をするべきだと。今回、最終的に議会運営で決めていこうとっておったところ、私どもの会派が5月21日に新政会を結成いたしまして、市民のためにやろうよということで、同じ会派の中の一人ですが、この中に入っていておるんですが、副議長がそこまで責任を負って会派から脱退するのがいいのかということは、皆さんからおっしゃってくださればまた一遍意向を申したけれども、まだ結成してそんな重大な状態ではないというところでありまして、そこまでやって責任をとれというようなものであろうか。その辺のところは議員同士がこんなに溝を深く、対立するような話を人事でやっていって、これから皆さんと一緒に我々も余計溝が深くなっていくような姿になると思います。

ですから、先ほど堀議員にもお尋ねしたんですが、地方分権の中において議会改革をすることを今一生懸命やっているんですね。どこの議会でもまだ一步踏み出すか踏み出さないかというような状態の中で、何でもええで責任をとらせてどうのこうのという対立構造では二代表制の力を発揮するようなことはできない。やっぱりしっかり意見は強調して、政策的にやっていくところはしっかりやっていこうと思ってやっているの、そんな人事のことだけに自分がそういう立場に置かれたらどんな気持ちになるのか、その辺のところもこれからわきまえて行動してもらいたいという願いであります。その気持ちが不本意であるということでございます

ので、よろしくお願ひします。

議長（土屋勝義君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから副議長不信任の動機について採決します。

この動議を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、副議長不信任の動議は可決されました。

追加日程第4、副議長不信任動議の議題が終了しましたので、副議長 星川睦枝君の入場を許可します。

〔副議長 星川睦枝君入場〕

議長（土屋勝義君） 星川睦枝君に申し上げます。

追加日程第4、副議長不信任の動議は可決されました。

日程第3 諸般の報告

議長（土屋勝義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7件報告いたします。

まず1件目は、議案の撤回の件であります。5月26日に市長から事件撤回請求書が提出されました。この件に関しては、後ほど議題としたいと思ひます。

2件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成17年2月から平成17年4月分まで実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと報告でした。

関連して3件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、4月25日に秘書広報課、5月23日に産業経済課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

4件目は、財団法人瑞穂市施設管理公社の経営状況に係る報告書と瑞穂市土地開発公社の経営状況に係る報告書が5月26日、市長から提出されましたので報告します。これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出されたものです。施設管理公社については、平成16年度の事業報告書及び決算書と平成17年度の事業計画書及び予算書が提出され、土地開発公社については、同書類に加え、平成17年度資金計画書が提出されています。報告書の写しは皆さんのお手元に配付してありますので、ごらんください。

5件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。3月30日に同組合の平成17年第1回定例会が開催されました。同組合の副議長は旧川島町の野田町長でありましたが、川島町は各務原市と合併したため、合併日以後、副議長が不在のままでした。そこで、副議長の選挙が行われ、柳津町の広瀬町長が副議長に当選されました。また、提出された議案は3件で、職員の退職に伴い、職員定数を10人から9人に減ずる条例改正案、人事行政の運営等の状況の公表のため、岐阜市の条例を準用する条例案、平成17年度当初予算案でしたが、結果はいずれも原案どおり可決されました。ちなみに、当市の平成17年度分担金は165万2,000円となっております。

6件目は、本巣消防事務組合議会の結果報告です。5月23日に同組合の平成17年第2回臨時会が開催されました。提出された議案は、専決処分の承認を求める議案1件、条例の一部改正議案2件、救急自動車の売買契約の締結について議会の議決を求める議案1件の計4議案でした。結果は、いずれも原案のとおり可決、または承認されました。

最後に7件目は、市議会議長会関係の報告です。

まず、4月27日に東海市議会議長会の定期総会が開催されました。会長は愛知県の一宮市ですが、会場の都合で名古屋市において開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席いたしました。総会では、新市の紹介、表彰、会務報告などを行った後、13議案を審議し、いずれも可決されました。また、次期開催地、つまり来年の会長都市に静岡県静岡市が決定しました。

5月20日は中濃10市議長会が美濃市で開催され、私と副議長、議会事務局長の3人が出席しましたので報告します。これまでは、関、羽島、美濃、美濃加茂、各務原、可児の各市議会で中濃6市議長会を結成されておりましたが、今回、山県、瑞穂、本巣、郡上の4市が新たに加わりたいとの申し出をし、中濃10市議長会となりました。会議では、会長に関市、副会長に各務原市、監事に美濃加茂市の各議長を選任しました。また、秋には10市の全議員を対象とした研修会の開催も予定されております。開催日時等が決定しましたらお知らせしますので、御参加いただきたいと思います。

また、5月25日には第81回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開催されました。私と議会事務局長の2人が出席しました。総会は、小泉内閣総理大臣や河野衆議院議長ら

の来賓を招いた開会式、前会長の退任あいさつ、会長選任、表彰式と続き、会議に入りました。新会長に神奈川県藤沢市の議長が選出されました。会議では、会務報告の後、平成15年度の各会計決算、平成17年度の各会計予算、会長及び各部会から提出された計25議案が提出され、いずれも可決、または認定されました。役員改選では、東海支部の部会長に一宮市が、岐阜県の役員として支部長に岐阜市、理事に大垣市、高山市、多治見市、関市が選任され、当瑞穂市は社会文教委員会の委員に選任されました。総会終了後に開催された各委員会合同会議では、社会文教委員会の委員長に兵庫県宝塚市、副委員長に長野県諏訪市と福岡県筑紫野市の各議長を選任し、閉会いたしました。これらの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今回、行政報告をさせていただく案件は1件でございます。

報告第1号専決処分の報告について（器物破損の和解及びこれに伴う損害賠償の額の決定について）でございますが、この件は、本田第2保育所において園児が園庭内から道路に投石したことにより、通行中の車両に損傷を与えたため、この損害について市の全面過失として示談を交わし、賠償額を定めることにつき専決処分を行いましたので、報告申し上げます。

議長（土屋勝義君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第9号及び議案第36号の撤回の件

議長（土屋勝義君） 日程第4、議案第9号及び議案第36号の撤回の件を議題とします。

市長から議案撤回の理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 3月の定例会におきまして、堀越紡績の敷地を市として買収いたしたく、議案第9号瑞穂市土地取得事業特別会計条例の制定について及び議案第36号平成17年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算の2議案を提出させていただきました。3月の議会におきまして、この2議案につきましては継続審査ということで、総務委員会で数回に及んでいろいろと御検討を賜りました。

その内容につきましては、先ほど総務委員長より報告がございましたとおりでございますが、それ以降の時間の経過の中で、堀越紡績さんのこの土地に対する取り扱いに動きがございまして、当初提案をいたしましたとおりの用地の取得というのは極めて困難であるという情勢に至ったわけでございます。

したがって、総務委員会におきましていろいろと御議論をいただきましたが、この堀越

紡績の土地の土地取得事業特別会計条例に基づく取得ということにつきましては取りやめることにいたしたく、撤回をお願いするものでございます。

議長（土屋勝義君） これで撤回理由の説明を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号及び議案第36号の撤回の件を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立多数です。したがって、議案第9号及び議案第36号の撤回の件は承認することに決定されました。

承認第1号及び議案第39号から議案第48号までについて（提案説明）

議長（土屋勝義君） 日程第5、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第15、議案第48号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 平成17年第2回瑞穂市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には出席いただきまして、ありがとうございます。

今議会に提案し御審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関するもの1件、教育委員の任命に関するもの1件、市町村合併に伴う規約の改正に関するもの1件、条例の改正に関するもの6件、寄附の受納に関するもの1件、市道路線の認定に関するもの1件の11件であります。

以下、各議案について概要を説明させていただきます。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分については、地方税法等の一部を改正する法律及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布等に伴い、個人市民税、固定資産税の関係部分の改正のうち、平成17年度当初より施行する事項につき専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

議案第39号瑞穂市教育委員会委員の任命については、高原猛委員の任期が平成17年7月4日に満了となるため、後任として関谷均氏を教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第40号岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減については、市町村の廃置分合により岐阜県市町村会館組合を組織している市町村が廃され、また新たに設置されることに伴って市町村数の増減を行うものであります。

議案第41号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例については、議会事務局の機能強化を図るために、議会事務局の定数を1名増員し5名とするものであります。

議案第42号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により武力攻撃災害等派遣手当が創設されたことに伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

議案第43号瑞穂市税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、個人市民税、固定資産税、特別土地保有税等の関係部分を改正するものであります。

議案第44号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例については、第1自転車駐車場及び第2、第3自転車駐車場の一時利用の金額は一律としていますが、現在の定期料金との料金体系のバランスを考慮して、一時利用金額の改正を行うものであります。

議案第45号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市の関係条例の改正を行うものであります。

議案第46号瑞穂市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

議案第47号負担付き寄附の受納については、集会施設、倉庫、自転車駐車場の用地として、一部を呂久自治会に無償で使用せしめることを条件とした土地寄附採納願が提出されましたので、この条件を認め受納いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

議案第48号市道路線の認定については、市道認定をいただく路線は、道路整備に伴うもの2路線、堤防道路の新設に伴うもの2路線、新堀川放水路管理道路の新設に伴うもの2路線、宅地開発に伴う管理引き継ぎによるもの2路線の8路線であります。

以上、各議案について概要を説明させていただきました。御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

議長（土屋勝義君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時30分

議長（土屋勝義君） ただいまの出席議員は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから議案第48号市道路線の認定についての11議案を、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから議案第48号市道路線の認定についてまでの11議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第1号から議案第48号までについて（質疑・討論・採決）

議長（土屋勝義君） 承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてを採決します。

承認第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認されました。

議案第39号瑞穂市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（土屋勝義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

瑞穂市教育委員会委員に関谷 均君を任命することに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（土屋勝義君） 起立全員です。したがって、議案第39号は同意されました。

お諮りします。本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（土屋勝義君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会といたします。本日は御苦労さまでした。

延会 午後 4 時34分

